

公 告

「低層住宅地内の住宅団地整備計画」策定業務委託（以下「業務」という。）について、公募型プロポーザル方式で行いますので、技術提案書提出意思表明書等の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

平成22年7月26日

佐賀県国土づくり本部建築住宅課長

1 業務の概要

- (1) 発注機関名 県土づくり本部建築住宅課
(2) 業務名 「低層住宅地内の住宅団地整備計画」策定業務委託
(3) 業務場所 佐賀市内
(4) 業務内容 住宅地内の住環境調査及び「県営住宅城北団地」更新計画の策定
(5) 業務予定期間 契約締結日から平成23年3月10日まで

2 技術提案書の提出をもとめる者（以下「技術提案書提出者」という。）に関する事項

本業務に参加を希望するものは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定に基づき「建築士事務所」部門の入札参加資格の決定を受けていること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。
(3) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本業務の技術提案書提出意思表明書の提出期限日から開札の日までの間に受けていないこと。
(4) 開札の日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
(5) 本業務の開札までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。
(6) 本業務と同種又は類似の業務について、平成12年4月1日以降に完了した実績を1件以上有すること。

*同種業務：建替え後の全体戸数100戸以上で、複数の住棟からなる共同住宅団地の建替基本計画の実績があること。

*類似業務：全体戸数100戸以上で、複数の住棟からなる共同住宅団地の新築・改築の設計実績があること。

なお、基本計画・設計の内容が、単なる競技設計の提案は実績とみなさない。

また、単なるエキスパンションジョイント等のみで分離された住棟は、複数の住棟とはみなさない。

- (7) 下記の要件を満たす各技術者を配置できるものであること。なお、ここでの同種又は類似業務は（6）のとおりとする。

イ) 管理技術者

- ・一級建築士資格を有する者。
- ・平成12年4月1日以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有する者。
- ・平成22年7月26日現在、5百万円以上の手持ち業務の契約金額合計が3億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

ロ) 担当技術者（管理技術者と同じ）

(8) 九州内（沖縄を除く）に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

3 技術提案書提出意思表明書及び提出資料

(1) 技術提案書提出意思表明書（様式第1号）

(2) 同種（類似）業務実績調書（様式第2号）

（業務の実績を証する書類としてTECRIS又は契約書等の写しを添付すること。）

(3) 配置予定技術者調書（様式第3号）

（資格を証する書類として技術者証等の写しを、業務の実績を証する書類としてTECRIS又は契約上の届出等の写しを添付すること。）

(4) 営業所一覧

4 技術提案書提出意思表明書及び提出資料の受付期間等

下記の期間、下記の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）もしくは持参すること。

＜受付期間＞

平成22年7月26日から平成22年8月5日まで（県の休日を除く。）の9時から16時まで。なお、郵送による場合も、上記の日時までに下記受付場所に必着とする。

＜受付場所＞

佐賀県県土づくり本部建築住宅課 住宅整備担当（〒840-8570 佐賀市城内1-1-59）

電話番号 0952-25-7165

メールアドレス kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

5 技術提案書提出者の参加要件の確認

提出資料を審査し、技術提案書提出者としての参加要件を確認し、平成22年8月9日（予定）までに通知する。

本業務の技術提案書を提出できるのは、技術提案書提出選定通知を受けた者に限る。

なお、選定した業者数が「公募型プロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続要領」の規定に基づく数（3者）に達しなかった場合は、この案件を中止する。

6 非選定通知を受けた者に対する非選定理由の説明

非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は任意）により、発注者に対して選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

発注者は、上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

理由説明について不服がある者は、書面による回答を受けた日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、佐賀県建設工事入札審査会に苦情申立てを行うことができる。

苦情申立てが行われた場合には、契約の中止、解除等が行われる場合がある。

7 技術提案書の受付期間

技術提案書は、下記の期間、下記の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）もしくは持参すること。

<受付期間>

平成22年8月12日から平成22年8月26日まで（県の休日を除く。）の9時から16時まで。なお、郵送による場合も、上記の日時までに下記受付場所に必着とする。

<受付場所>

佐賀県県土づくり本部建築住宅課 住宅整備担当 （佐賀市城内1-1-59）

電話番号 0952-25-7165

メールアドレス kenchikuutaku@.pref.saga.lg.jp

<その他>

技術提案書の様式は、様式第4-1号、様式第4-2号、様式第4-3号、様式第4-4号、様式第4-5号、様式第4-6号によるものとし、要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

8 技術提案書に関するヒアリング

(1) 実施場所、日時及び出席者

①実施場所：佐賀県庁

②実施日時：平成22年9月1日（実施時間は協議の上、決定する。）

③出席者：管理技術者又は担当技術者で2名以内とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。

(2) ヒアリング項目

①管理技術者（又は担当技術者）の経歴について

②管理技術者（又は担当技術者）の業務実績について

③業務の実施方針、業務フロー、工程表及び特定テーマに対する取り組み方法等について

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) ヒアリングに出席しない場合

受注意思がないものとみなし、原則として特定しないものとする。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでない。

(5) その他

ヒアリングの詳細については、技術提案書の作成説明書、ヒアリング実施要領及び技術提案書評価要領（1）、（2）を参照すること。

9 技術提案書の特定、非特定通知について

(1) 技術提案書の特定通知及び協議

提出のあった技術提案書を審査し、最適なものを特定する。特定した技術提案書の提出者に対して特定した旨の通知を平成22年9月2日（予定）までに行う。なお、特定した者と協議を行い、随意契約を行う。

(2) 技術提案書の非特定通知及び非特定理由の説明

特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由を通知する。

非特定の通知を受けた者は通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は任意）により、発注者に対して特定されなかった理由についての説明を求めることができる。

発注者は、上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

10 その他

（1）契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上とする。

（2）公告の内容についての質問の受け付け及び回答

①質問の受け付け問い合わせ

本業務に関する質問は、文書（様式任意、ただし、規格はA4版）により行うものとし、持参、又は電子メールのいずれかの方法で受付ける。ただし電子メールの場合は、着信を確認すること。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

<質問の受付担当課>

佐賀県県土づくり本部建築住宅課 住宅整備担当（佐賀市城内1-1-59）

電話番号 0952-25-7165

メールアドレス kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

<質問の受付期間>

平成22年7月26日から平成22年8月5日までの9時から16時まで

②質問に対する回答

質問を受理した場合、質問のあった者に対しては速やかに、直接書面又は電子メールで回答し、県のホームページ上で閲覧に供する。

閲覧期間は、回答の翌日から技術提案書の提出期限の前日までとする。

（3）前金払 有（契約金額の30%以内）

（4）部分払 有